

ハローワーク情報便

平成29年9月（平成29年度 第6号）

ハローワーク砺波

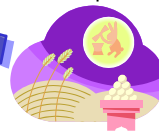
〒939-1363 砺波市太郎丸1丁目2-5

TEL 0763-32-2914

小矢部出張所

〒932-8508 小矢部市綾子5185

TEL 0766-67-0310



◆ 雇用情勢[平成29年7月(8月29日公表)]

有効求人数・・2,802人 有効求職者数・・1,550人 有効求人倍率・・1.81(実数値)

有効求職者数が前年同月比3.4%減少、有効求人数は同比3.4%の増加となりました。

有効求人倍率は前年同月を0.12ポイント上回り、雇用情勢は改善が進んでいます。

[参考] 7月の全国の有効求人倍率 1.52倍(季節調整値) 県内の有効求人倍率は 1.83倍(季節調整値)

※詳細は 富山労働局ホームページ (<http://toyama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>) をご覧ください。

◆ 10月1日から最低賃金が変わります。

10月1日から富山県の最低賃金額が以下の額になります。



※1 平成29年10月1日から効力が発生します。

※2 正社員、嘱託、パート、アルバイト等の呼称を問わず、富山県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。

お問い合わせ先：砺波労働基準監督署 ☎0763-32-3323

※今一度、求人票の賃金額をご確認ください！

◆ 9月は障害者雇用支援月間です。

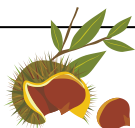
誰もが職業をととして社会参加できる「共生社会」を目指しています。

障害者を雇用するにはどんな手続きが必要？

障害者を雇用したいが少し不安がある…など

障害者雇用に関することは、お気軽にハローワークへご相談ください！

お問い合わせは、ハローワークとなみ 雇用指導官



精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

開講のお知らせ

養成講座の概要

◆メリット：精神・発達障害についての基礎知識や、一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。

◆受講対象：企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。

※今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。

※受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈予定です(数に限りがあります)。

事業所への
出前講座もあります

ハローワークから講師が事業所に出向きます。

また、精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、

精神保健福祉士や臨床心理士の有資格者などに相談できます。

※「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。

また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。

お問い合わせは、富山労働局職業安定部職業対策課 TEL076-432-2793